

医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定について

令和4年10月1日から導入された「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」について、令和5年4月1日～12月31日までの間、特例措置が適用されます。詳細は以下をご確認ください。

【算定点数】

- (1) マイナ保険証で資格確認を行い、患者の同意を得て、オンライン資格確認等システムを通じて薬剤情報・特定健診情報等を取得・活用して診療を行った場合。（取得を試みた結果、当該患者の薬剤情報等がシステム上に存在しなかった場合を含む）

〈令和4年10月1日～〉

【初診時】医療情報・システム基盤整備体制充実加算2 → 2点/月1回

【再診時】加算なし

- (2) 保険証の種類（マイナ保険証 or 通常の保険証）に関わらず、他院から診療情報の提供を受けた患者に対して診療を行った場合。

〈令和4年10月1日～〉

【初診時】医療情報・システム基盤整備体制充実加算2 → 2点/月1回

【再診時】加算なし

- (3) 上記(1)、(2)以外の場合。

(例：通常の保険証で受診した場合、マイナ保険証で資格確認を行ったが薬剤情報等の取得に患者が同意しなかった場合など)

【初診時】医療情報・システム基盤整備体制充実加算1

〈令和4年10月1日～令和5年3月31日〉 → 4点/月1回

〈令和5年4月1日～12月31日〉 → 6点/月1回（特例措置）

〈令和6年1月1日～〉 → 4点/月1回

【再診時】医療情報・システム基盤整備体制充実加算3

〈令和4年10月1日～令和5年3月31日〉 → 加算なし

〈令和5年4月1日～12月31日〉 → 2点/月1回（特例措置）

〈令和6年1月1日～〉 → 加算なし

※ 初診時の「加算1」又は「加算2」を算定した月は、再診時の「加算3」は算定できない。

※ 再診時の「加算3」を算定する場合は、他院からの処方を含めた薬剤情報や、必要に応じて健診情報等を問診等により確認する。

- ※ 電話又はオンラインによる診療の場合や、往診又は訪問診療の場合は、加算は算定できない。
- ※ 同日に複数の診療科を受診して、2科目初診料又は2科目再診料を算定する場合は、2科目初診料又は2科目再診料に対して加算を算定することはできない。
- ※ 小児科外来診療料、外来リハビリテーション診療料、外来放射線照射診療料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、小児かかりつけ診療料、外来腫瘍化学療法診療料を算定する場合も、加算は算定できる。

【算定要件（加算1～3共通）】

初診時の問診票は、別紙様式54に示されている項目等を網羅した問診票を作成して使用する。

《別紙様式54》 <https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000985121.pdf>

- ※ 保険証の種類（マイナ保険証 or 通常の保険証）に係らず、全ての初診患者に対して、上記の問診票を使用する。
- ※ 別紙様式54に示されている項目等の中で、医療機関で既に使用している問診票の中には無い項目等がある場合は、それらの項目等（既存の問診票の中には無い項目等）を抜粋したものを別紙として作成し、既存の問診票と別紙を併せて使用することでもよい。
- ※ 問診票は、紙でもタブレット等でもよい（媒体の種類は問われない）。

【施設基準（加算1～3共通）】

※施設基準に係る九州厚生局への届出は不要（施設基準を満たしていればよい）

(1) オンライン請求を行っている。

- ※ レセプトのオンライン請求を令和5年12月31日までに開始する旨を九州厚生局へ届け出た場合を含む。

(2) オンライン資格確認を行う体制を有している。

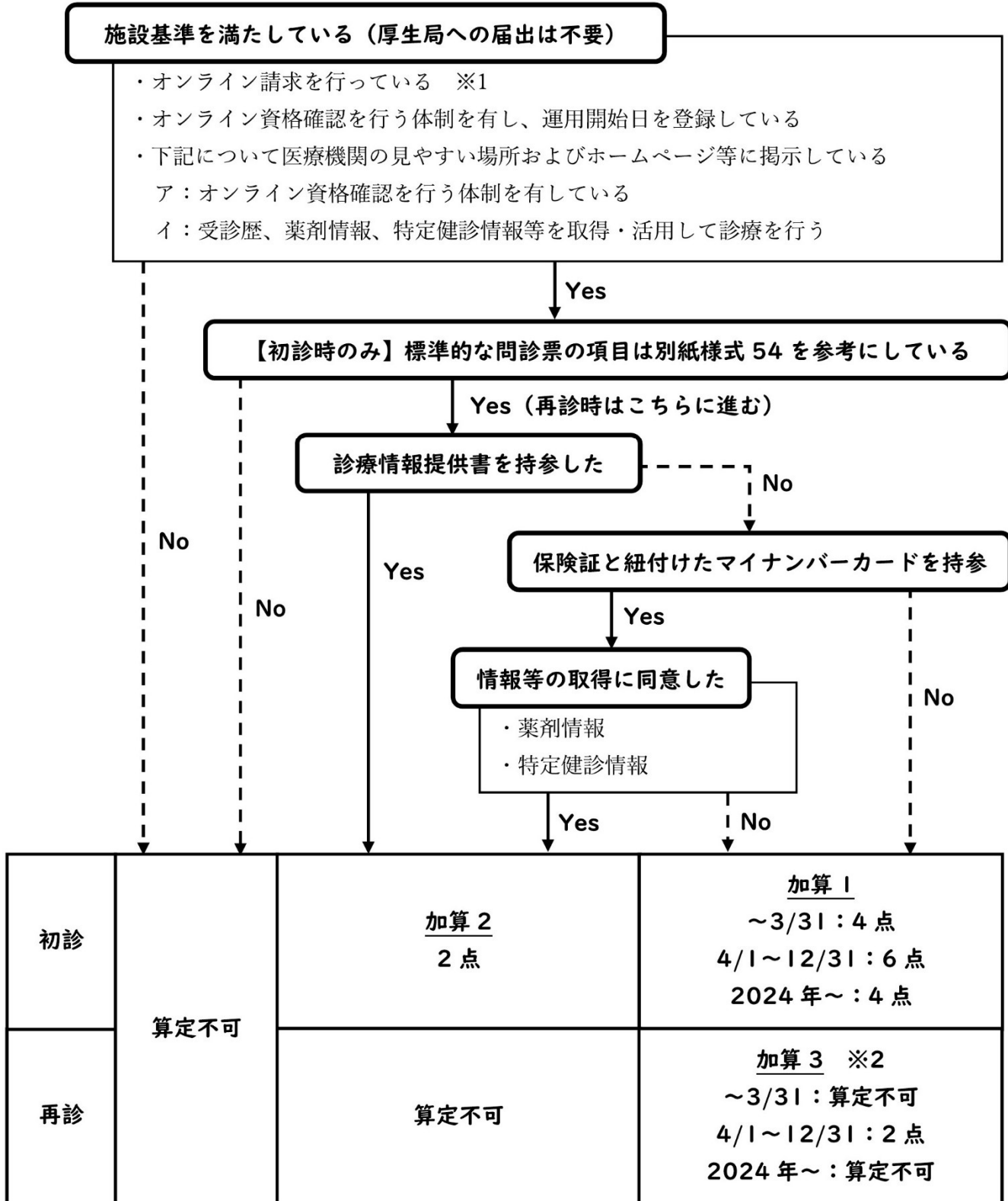
- ※ オンライン資格確認システムを導入し、医療機関向けポータルサイトにて運用開始日の登録を行った上で実際に運用を開始した日から加算の算定が可能となるため、オンライン資格確認システム導入の猶予期間中（実際に運用を開始する前までの間）は、加算の算定はできない。

(3) 次の内容を医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示する。

- ① オンライン資格確認を行う体制を有している。
- ② 受診した患者に対して、受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行う。

- ※ 自院のホームページがない場合は、自治体、地域医師会等のホームページ又は広報誌への掲載や、医療機能情報提供制度等への掲載でもよい。ホームページ等については、佐賀県医療機関情報・救急医療情報システム「99さがネット」に①・②の内容を掲示した場合も要件を満たせる、と厚生局佐賀事務所に確認済み（2023年3月29日時点）。

【算定フロー】



※1：現在オンライン請求を行っていない医療機関は「令和5年12月31日までにオンライン請求を開始する」ことを地方厚生局長に届け出ることによって、加算1～3を算定できる。

※2：同月に加算1や加算2を算定していない場合のみ算定できる。

※ 本ニュースや算定についてのお問い合わせは FAX 又はメールにてご連絡ください。

佐賀県保険医協会

TEL：0952-29-1933 FAX：0952-23-5218

MAIL：hoken-i@star.saganet.ne.jp HP：<http://saga-doc.jp/>